

6. 生活支援に関する施策

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う母子家庭等日常生活支援事業を実施している。

母子家庭等日常生活支援事業の実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指定都市	17か所 (100.0%)	17か所 (94.4%)	18か所 (94.7%)	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)
中核市	27か所 (69.2%)	26か所 (63.4%)	26か所 (65.0%)	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)
一般市・町村	1,004か所 (57.6%)	956か所 (55.5%)	941か所 (55.5%)	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)
合計	1,048か所 (58.2%)	999か所 (55.5%)	985か所 (56.1%)	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)

母子家庭等日常生活支援事業の実績

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
区分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,884件	282件	4,166件	4,523件	297件	4,820件	5,143件	465件	5,608件	4,511件	316件	4,827件	4,102件	353件	4,455件
延べ件数	29,673件	6,850件	36,523件	42,004件	10,077件	52,081件	34,315件	7,495件	41,810件	37,141件	7,832件	44,973件	43,603件	8,247件	51,850件

子育て短期支援事業

母子家庭及び父子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	355か所	592か所	610か所	614か所	651か所	672か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施か所数	107か所	311か所	327か所	329か所	354か所	363か所

※ 平成24年度は交付決定ベース

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

ひとり親家庭生活支援事業

目的・概要

ひとり親家庭は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えており、また、ひとり親家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。このことから、生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、地方公共団体が、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業を実施している。

(1)ひとり親家庭相談支援事業

ひとり親家庭は、平日や日中に就業や子育てを抱えており、また健康面において不安を抱えていても働くこと困難な状況にあり、こうした負担等が要因となって、体調を崩したり、親子関係に問題が生じるなどして、生活に困難が生じている場合も少なくない。こうしたひとり親家庭が直面する課題に対応するため相談支援を実施する。

(2)生活支援講習会等事業

ひとり親家庭が、就労や家事等日々の生活に追われ、育児や母親・児童の健康管理などに十分に行き届かない面があることを補うため、生活支援に関する講習会を開催する。

(3)児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離婚等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあり、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員(ホームフレンド)を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う。

(4)学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童等は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲が低下したり、充分な教育が受けられず、児童等の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童等の学習を支援したり、児童等から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティアを児童等の家庭に派遣する。

(5)ひとり親家庭情報交換事業

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。このことから、ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける。

ひとり親家庭生活支援事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成20年度	10か所 (58.8%)	15か所 (38.5%)	739か所 (42.4%)	764か所 (42.2%)
平成21年度	11か所 (61.1%)	16か所 (39.0%)	755か所 (43.2%)	783か所 (43.3%)
平成22年度	13か所 (68.4%)	15か所 (37.5%)	770か所 (45.4%)	798か所 (45.4%)
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)

ひとり親家庭生活支援事業の実績

	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計	母子	父子	合計
ひとり親家庭相談支援事業	—	—	—	—	—	—	9,056件	136件	9,192件	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件
健康支援事業	609件	0件	609件	595件	0件	595件	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土日・夜間電話相談事業	3,892件	31件	3,923件	3,532件	25件	3,557件	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活支援講習会等事業	14,943件	40件	14,983件	13,020件	64件	13,084件	14,758件	94件	14,852件	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件
児童訪問援助事業	804件	209件	1,013件	981件	95件	1,076件	867件	87件	954件	821件	79件	900件	676件	96件	772件
学習支援ボランティア事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	638件	0件	638件
ひとり親家庭情報交換事業	443回			503回			441回			495回			435回		

平成22年度より健康支援事業、土日・夜間電話相談事業をひとり親家庭相談支援事業に組み替え
平成24年度より学習支援ボランティア事業(新規)を実施

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等			同居	その他
			公営住宅	公社・公団住宅	借家		
母子世帯	1,648 (100.0%)	491 (29.8%)	299 (18.1%)	42 (2.5%)	537 (32.6%)	181 (11.0%)	98 (5.9%)
父子世帯	561 (100.0%)	375 (66.8%)	27 (4.8%)	7 (1.2%)	85 (15.2%)	44 (7.8%)	23 (4.1%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成23年度)

※全国母子世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考)普通世帯の住居の状況

(単位:千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外の建物に居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
49,804.4 (100.0%)	49,598.3 (99.6%)	30,316.1 (61.1%)	2,088.9 (4.2%)	918.0 (1.9%)	13,365.5 (26.9%)	1,397.6 (2.8%)	184.6 (3.7%)	21.5 (0.0%)

普通世帯:住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯:1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1)住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典:総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成20年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1)公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うこととなっている。

(2)都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理する賃貸住宅において、子育て世帯(妊娠している方、また現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)扶養している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇、空家募集(先着順)における優先申込期間の設定等の措置を行っている。

(3)民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体等が連携して居住支援協議会を組織し、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているほか、子育て世帯等の入居を敬遠しない賃貸住宅について、財団法人高齢者住宅財団において家賃債務保証が実施されているところである。

(4)雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅については、母子家庭等が、就職若しくは就職が内定している又はハローワークにおいて求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としている。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設数	287施設	278施設	272施設	269施設	269施設	256施設
入所世帯数	4,366世帯	4,028世帯	4,002世帯	3,850世帯	4,218世帯	3,861世帯

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」(各年度末)

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位:世帯)

入所理由	総数	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成20年度	2,144 (100.0%)	1,095 (51.0%)	431 (20.1%)	357 (16.7%)	161 (7.5%)	66 (3.1%)	34 (1.6%)
平成21年度	2,269 (100.0%)	1,227 (54.1%)	411 (18.1%)	363 (16.0%)	159 (7.0%)	66 (2.9%)	43 (1.9%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」